

## 基本計画策定部会の設置要綱

(設置)

第 1 条 富山県子育て支援・少子化対策条例施行規則（平成 21 年富山県規則第 35 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、富山県子育て支援・少子化対策県民会議（以下、「県民会議」という。）に、基本計画策定部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、富山県子育て支援・少子化対策条例（平成 21 年富山県条例第 28 号）の規定により県民会議の権限に属された事項である基本計画の策定について調査審議するものとする。

(組織)

第 3 条 部会は、県民会議委員及び専門委員若干名の委員で組織する。

2 部会に属する県民会議委員は、会長が指名し、専門委員は部会の調査審議すべき事項に関し識見のある者のうちから知事が任命する。

3 専門的な見地からの助言を得るため、部会に特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識を有する者から知事が任命する。

5 委員及び特別委員の任期は、基本計画が策定される日までとする。

(部会長)

第 4 条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員の中から会長が指名する。

(会議)

第 5 条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、また必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の報告)

第 6 条 部会長は、部会が第 2 条の規定により定められた基本計画の策定について議決したとき又は会長が求めるときは、部会で議決した事項又は調査審議の経過を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 部会の庶務は、総合政策局において処理する。

(細則)

第 8 条 この要綱に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 17 日から施行する。